

出産・育児・介護のための権利と制度 積極的に活用していきましょう

育休は女性だけでなく、男性も取得することができます。育児に係る制度は、子どもが小学校を卒業するまで利用できるものもあります。介護のための制度を必要とする人も増えています。これらの制度を有効に活用するには、周囲の理解も大切です。権利や制度について知ること、職場の仲間を支えていきましょう。



出産するとき

代替者が配置されます。

●産前・産後休暇休暇

- ・①通算16週間、②ただし産後8週は必ず休まなければならない。③取得期間は本人申請
- ・多胎妊娠には、産前休暇が8週間プラス
- ・事務引継ぎ日があります。

●夫の出産休暇

- ・2日間、入院等の日、出産後2週間以内。日または時間単位でもOK。

●男性職員の育児参加のための休暇

- ・妻の出産予定日の8週間前（多胎の場合は16週間前）から産後16週間まで。
- ・5日以内で、日または時間単位でもOK。
- ・当該子または就学前の子の養育のため。

育児のための制度

すべて男女どちらでもOK。

●部分休業・部分休暇

- ・部分休業は子どもが小学校就学前まで、部分休暇は小学校1～3年まで1日2時間まで（15分単位）
- ・勤務の始め、または終わりに続く。
- ・育児時間をとる人は合計2時間まで。
- ・その時間の給料は減額されます。

●育児休業

- ・子どもが3歳になるまで。一度復帰しても、もう一回とれます。代替者が配置。
- ・ならし保育中も育児休業の対象となります。
- ・無給ですが、1歳までは共済組合から育児休業手当金が支給されます。ただし、保育所に入所できない等の特別な事情がある場合は、2歳まで支給されます。
- ・共済掛金（長期・短期とも）が免除されます。互助組合の掛金は免除されませんが、育児休業支援金として掛金相当額が給付。
- ・事務引継ぎ日があります。

●育児時間

- ・子どもが1歳6ヶ月になるまで、90分（2回に分割可）有給。



●育児にかかる早出遅出勤制度

- ・子どもが小学校就学前まで。
- ・始業及び終業の時刻を15分単位で設定できる。（午前8時以後、午後5時45分以前）

●育児のための短時間勤務制度

- ・子どもが小学校就学前まで。
- ・1ヶ月前までに申出、非常勤代替配置。
- ・勤務形態は選択、給料減額。

●子どもの看護休暇

- ・中学校就学前までの子のケガ・病気の看護、予防接種、健康診断。
- ・年5日以内（子が複数の場合、10日以内）。時間単位もOK。
- ・診断書は不要です。

介護のための制度

●介護休暇

- ・被介護人の継続する状態ごとに180日が限度。
- ・代替配置
- ・給与は無給（休業手当金あり）

●短期の介護休暇

- ・被介護人1人5日、2人以上10日。

●介護欠勤

- ・年30回。1回1日または必要な時間。時間取得でも1回とカウント。
- ・介護欠勤申請書を提出。診断書等は原則不要。
- ・給与は減額。代替配置なし。

●介護時間

- ・被介護人が日常生活を営むのに必要な動作ができない状態。
- ・1日につき2時間以内（15分単位）。
- ・勤務の始め、または終わりに続く。
- ・給与は減額。



泉北教組に加入して子どもと教育を守ろう！